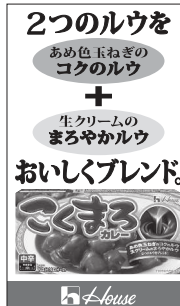


生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 4月 5日 2195号 毎月5日、15日、25日発行

# 日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878  
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認購読料 1年8,400円  
半年4,200円

## 衆院消費者特 民進党が消費者庁天下り追及

# 「国賠訴訟されても仕方ない不作為」 元課長補佐の調査記録提出要請

3月30日の衆議院消費者問題特別委員会で、民進党が消費者庁天下り問題を追求した。大西健介氏は、元課長補佐の天下りは、消費者庁が独自に違反認定できたとする内閣府再就職等監視委員会の答弁を引き出した。2015年9月に天下りが発覚した立入検査の直後には、ジャパンライフ社に商品がないことを知っていたのではないかと厳しく追及し、知っていて行政処分までに1年3カ月もかけたのは不手際があったのではないかと問題視した。井坂信彦氏は、預託法で「調査すべき本丸は、現物の存在」として、元課長補佐が担当した2014年に立入検査をしない合理的理由がどこにあるのかと追及。当時の調査結果と協議記録を国会に提出することを要請した。「行政処分が結果的に3年遅れたことで甚大な被害が拡大したということになれば、国家賠償訴訟をされても仕方ない不作為」と糾弾した。

(相川優子)

## 「天下り、消費者庁が認定できた」 再就職監視委事務局長が答弁

### 元課長補佐のメール公表 天下り消費者庁が隠ぺい

同日、民進党の大西健介氏は消費者庁元課長補佐の天下り問題に関連して、まず、消費者庁が元課長補佐の天下りを見逃した責任を問うた。

消費者庁は、元課長補佐の天下りを防ぐことができず、発覚後、5カ月もかけて調査をし、結局、違反を認定しなかった。

大西氏は、元課長補佐と消費者庁総務課人事担当職員とがやり取りしたメールの一部を公表(詳細3面)。「いくら本人が否定しても怪しいと気付くはず」と指摘した。

さらに、ジャパンライフ社トップに

元課長補佐が面会を依頼する社内の決裁文書(伺い書)を入手しているにもかかわらず、消費者庁は「元課長補佐とのやり取りで受けたストレスを解消するために偽造した」というジャパンライフ社職員の言い訳をうのみにして、これも見逃していると批判した。「小学生の言い訳みたいな話」と揶揄(やゆ)し、「メールのやり取りや伺い書だけで、5カ月もかけずに違反を認定できたのではないかと」と内閣府再就職等監視委員会に質問した。

これに対し、監視委の塚田治事務局長は、「消費者庁の調査で天下りを認定することは可能だった」と答弁した。消費者庁が意図的に調査を引き延ばし、天下りを隠ぺいしようとしたことが明らかにされた。



元課長補佐が消費者2人からしか聴取しなかったのは「手心を加えたと思わざるを得ない」と追及した大西健介氏



「調査すべき本丸は、現物の存在」として、2014年に立入検査をしない合理的理由がどこにあるのかと追及した井坂信彦氏

## 元補佐、「手心加えた」 なぜ、2人しか聴取しない

次は、元課長補佐が本来、行政処分にする事案を、行政指導にとどめたのではないのかと追求した。

元課長補佐が担当した当時と、再調査をして行政処分したときとで、何人の消費者から聞き取りをしたかを聞いた。違反認定の調査期間の多くが重複している。

元課長補佐は「10人の消費者に協力を求め、契約者本人から1人、家族から1人(東出浩一審議員)からしか、聴取をしていなかった。2016年12月の行政処分では、「数十人からきちんとした供述を得て、6人の供述を

違反の証拠として採用した」と(同)との回答を得た。

大西氏は、再調査時は数十人から意見聴取ができるのに、なぜ2人からしか聞き取らなかったのかを問題視。「手心が加えられていると思わざるを得ない」と糾弾した。

立入検査から行政処分まで、なぜ1年3カ月かかったのか。この理由について、松本消費者相は「初の預託法違反事案で、特に慎重な調査が必要だった」ことを挙げた。

大西氏は、過去、特商法の同水準の処分で1年を超えているのはわずか1件のみ。事案着

手から公表まで7カ月というルールからすると、どう考えても長くかかり過ぎていてと批判した。

この1年3カ月の間に、特商法改正法案の国会審議や河野太郎元消費者相が言い出した徳島移転の試行があり、これらが影響した懸念もあると追及し

「いたずら電話にご注意ください」



下着に関する電話アンケート、ワコールではいっさい行っておりません。

- 一かかってきたら
- ◇「アンケートはいっさいお断りしています」とすぐに切る。
- ◇あるいは「折り返しかけなおす」と相手の電話番号を聞かす。
- ◇悪質なものは「録音しますが…」とことわる。

ワコールの名をかたる下着の電話アンケートはいたずらです。なかには「拙せんで当たったので…」などたくみに電話してくるケースがあります。

株式会社ワコール お客様センター ☎ 0120-307-056

